

輪島市監査公表第24号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年10月19日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年10月12日（水） 環境対策課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○狂犬病の予防接種の受接率が昨年度より 1 ポイント下がり、 48 %未満となつた。死亡率 100 %と言われている狂犬病について、市民に正しい知識を認識させ、受接率向上を図る取り組みが必要と思われる。

○火葬施設「やすらぎの杜」では、火葬が終了するまで待機する休憩室が狭く食事等ができないため、会食を取る場合、他に移動しなければならない現状が見られる。このような場合、ひとつの案として「市の坂集会所」を使用することも解決策として検討が必要かと思われる。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 火葬場使用料滞納について

平成 20 年度以前の火葬場使用料の滞納については不能欠損で処理し、平成 27 年度の滞納については分割納入などを行い、滞納削減に成果が表れている。今後も、滞納者の状況を十分把握し、公平性の理念に沿って滞納削減に引きつづき取り組まれたい。